

令和4年答申第1号  
令和4年10月4日

諮問番号 令和4年5月31日付けまち第1046号  
審査庁 福知山市長  
事件名 令和3年まち（審）第1号  
犯罪被害者等見舞金支給申請却下処分事件

## 答 申 書

審査請求人 ●● ●● からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

原処分の維持が適当とする諮問に係る審査庁の判断は妥当であって、本件審査請求は棄却すべきである。

## 理 由

### 第1 事件の概要

本件は、審査請求人が福知山市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則（平成24年福知山市規則第44号。以下「規則」という。）第11条に規定する福知山市犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請を行い、規則第2条第2号に規定する犯罪被害とは認められないことを理由として却下処分を受け、これを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する例規の定め

- (1) 福知山市犯罪被害者等支援条例（平成24年福知山市条例第28号。以下「条例」という。）第7条では、市は、故意の犯罪行為により犯罪被害者等になったもので市長が必要と認めるものに対し見舞金を支給することができることと規定されている。規則では、条例第7条の規定による見舞金の支給に関し、必要な事項が定められている。
- (2) 規則第3条では、犯罪被害者等見舞金の支給について、市は、故意の犯

罪被害者等見舞金を支給することとされている。規則第4条第2号では、犯罪被害者等見舞金のうち傷害見舞金は、犯罪被害により傷害を受けた者に対して、一時金として支給することとされている。

- (3) 規則第2条第2号では、犯罪被害とは犯罪行為による傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）をいうとされており、同条第1号で、犯罪行為とは日本国内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為をいうとされている。

## 2 事案の経緯

本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成28年6月3日に犯罪被害者等見舞金支給申請を行った。
- (2) 審査請求人は、令和3年7月6日に京都府公安委員会の犯罪被害者等給付金支給裁定通知書の写しを処分庁に提出した。
- (3) 処分庁は、審査請求人に対し、令和3年9月17日付けで犯罪被害者等見舞金支給申請却下処分（以下「本件却下処分」という。）をして、同日付けでその通知書を発送した。
- (4) 審査請求人は、令和3年9月24日付けで本件却下処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。
- (5) 審査庁は、令和3年12月23日付けで審理員を指名した。審理員は、審査請求人に対し、令和4年3月3日に口頭による意見陳述の機会を与え、その結果を踏まえ、令和4年4月6日付けで審査庁に対し審理員意見書を提出した。
- (6) 審査庁は、令和4年5月31日付けまち第1046号で当審査会へ諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

平成24年度福知山警察から児童相談所へ暴行罪（刑法208条）で書類通知されており、長期にわたりくり返された犯行であるため統合失調症になったと判断される。

以上の理由から、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 審理員意見書及び審査庁の諮問に係る判断

### 1 審理員の判断は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、犯罪被害者等見舞金支給申請書と共に診断書2通を提出し、本件審査請求書と共に調査概要結果通知書及び児童通告書各2通を提出し、反論書と共にファイル基準表及び審査請求人作成の絵各1通を提出している。

診断書からは、1月以上の加療を要する疾病であるとの診断があったことは読み取れるが、犯罪行為と疾病の因果関係を示すものではない。また、調査概要結果通知書及び児童通告書からは、暴行の事実があったことは読み取れるが、犯罪行為と疾病の因果関係が認められるものではない。ファイル基準表及び審査請求人作成の絵からも、犯罪行為と疾病の因果関係は認められない。

- (2) 口頭意見陳述において、審理員が審査請求人代理人に犯罪行為と疾病の因果関係が認められないと処分庁が主張していることについて、意見を求めたところ、「うちの医者は誘発されたと言っていた、原因と誘発はほぼ一緒やと思う。」との意見であったが、審査請求人代理人が述べているにすぎず何らの証拠も提出されていないため、因果関係の有無を判断することはできない。
  - (3) 以上により、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。
- 2 審査庁の諮問に係る判断は、原処分の維持が適切と考えられる、というものである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件に係る審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点は伺われない。

#### 2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

##### (1) 却下理由について

本件却下処分は、審査請求人の疾病（統合失調症）については、規則第2条第2号に規定する犯罪被害とは認められないことを処分の理由としている。具体的には、同号に規定する犯罪被害とは「犯罪行為による…傷害…をいう。」とされ、「…による」という文言から犯罪行為と傷害との間に因果関係を要することは明らかであるところ、本件ではその因果関係が認められず、犯罪被害に該当しないというものである。

規則は、条例の規定を受けて犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。そして、本件却下処分はその規則に定めたとおりの取扱いであるから、本件却下処分も適法かつ妥当なものである。

また、処分庁は審査請求人に対し、平成28年当時から「被害者であることが分かる暴行行為と統合失調症との因果関係があるとする」根拠書

類の提出が不足していると説明しており、その後も相当な期間があったにもかかわらず根拠資料の提出がなく、犯罪被害に当たると判断できるものではないとして本件却下処分を行っており、違法又は不当な点は認められない。

(2) 結論

以上のおおりに、却下理由について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張はいずれも認められない。

よって、本件却下処分は、適法かつ妥当なものである。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求については理由がないため、棄却すべきであると判断される。

よって、結論のおおりに答申する。

福知山市行政不服審査会